

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中における
部活動の公式大会等への参加等について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

このたび、標記の件について、下記のとおり県の対応を改めてお伝えいたします。

各学校におかれましては、これを踏まえ、適切に御対応いただくとともに、関係者等への事前の周知及び学校内における感染拡大の防止について御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間中の公式大会等の参加について

学級閉鎖等の臨時休業は、学校における感染拡大を防止し、児童生徒等の安全を確保することを目的として措置するものです。したがって、部活動も例外ではなく、学級閉鎖等期間中は、当該学級等の児童生徒はすべての活動に参加することはできません。

しかしながら、本県では、部活動の公式大会等について、日頃の活動の成果を発揮する貴重な場であること、主催者が学校以外であり日程変更や代替手段確保などの対応が困難であること等に鑑み、特例措置として、新型コロナウイルス感染症に係る学級閉鎖、学年閉鎖の措置期間中であっても、体調不良者等以外の児童生徒について大会当日に限り参加可能としてきたところ です。

今後についても、新型コロナウイルス感染症の特性やこれまでの経緯を踏まえ、当面の間、従前と同様、以下のとおり取り扱うこととします。

(1) 学級閉鎖及び学年閉鎖の場合

臨時休業の対象学級・学年に在籍していることのみをもって公式大会等への参加を不可としない。対象となる児童生徒の参加する日ごとの体調を確認の上、校長が参加について適切に判断すること。ただし、参加については、本人が参加する日に限るなど必要最小限の範囲とすること。また、必要に応じて学校医等の助言を得ること。

(2) 学校閉鎖の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合の措置として全学年を閉鎖する「学校閉鎖」の期間中は、対外的な感染リスク等に鑑み、参加を不可とする。

2 活動停止期間中の公式大会等の参加について

陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置を行う必要はありません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断してください。また、活動停止期間中の公式大会等への参加については、校長は、教育委員会に協議の上、参加の可否を判断してください。

なお、学校閉鎖措置に伴う活動停止にあつては、上記1（2）により、参加を不可とします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886